

有限会社パーソナルアシスタント町田

コロナウイルス対策ガイドライン  
令和3年8月24日版

令和2年3月19日の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の通知に「特に訪問系サービスについて、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であるので」と記載されています。当社ではコロナウイルス対策を良く調べ用意し、感染の疑いがあるユーザースタッフ、その他のユーザースタッフ、ヘルパースタッフの皆様ともに安心してこの状況を乗り越えることができるように最善を尽くします。無症状者の割合が高いため難しいですが少しでも感染をおさえるために皆様にご協力の程お願い申し上げます。

#### ① 平常時からの注意点

- ・出勤前に検温し発熱がある場合は出勤を控えてください
- ・手洗い手指消毒前に自分の目、鼻、口を触らないように注意してください
- ・出勤時はまずユーザー宅玄関のアルコールで手指消毒し、それから洗面所をお借りして手洗いうがいをして介助に入ってください
- ・「1ケア1手洗いか手指消毒」を遵守してください
- ・介助中は定期的な空気の入れ替えをしてください  
(1～2時間おきに5分窓を開けます)
- ・退勤時にも手洗いか手指消毒をしてください
- ・入浴介助のマスク着用は息苦しくて大変ですが感染防止のため着用してください、同時に熱中症に注意し喚起と水分補給を心がけてください
- ・水分補給や食事は黙食を心がけて、マスクを着用してから会話をしてください
- ・風邪症状が出て、濃厚接触者ではない場合は発熱、咳き込み、鼻水が無くなった後三日間の経過観察と呼吸器症状がないことが確認できた場合は勤務可能とします
- ・風邪薬を飲んでいる間は風邪をひいている期間と判断して報告してください
- ・発熱後に長く続く咳、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常があったらサ責、所長にご連絡をください
- ・勤務可能後も引き続き健康状態に留意してください
- ・濃厚接触者認定を受けた場合はすぐに、ヘルパースタッフはサ責に、事務勤務があるスタッフは所長に報告してください
- ・同居者がコロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者認定を受けた場合、発熱その他の風邪症状が出た場合はすぐにサ責に報告をしてください  
(個人情報を守られるように配慮をして、勤務先のユーザースタッフに情報提供をする流れにしています)

## ② 発熱等風邪症状の出た対応

### 全スタッフ共通

- ・1日のうち、37.5度を超える熱を含む微熱が6時間以上継続した場合はすぐにサ責、所長に連絡をください。コロナ対策ガイドラインチャートに則り対応します
- ・かかりつけ医、地域の身近な医療機関に連絡をしてください
- ・かかりつけ医がない、地域の身近な医療機関につながらない場合は、下記のリンク、又はQRコードからお住いの地域の専門機関に連絡をしてください

### 東京都

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona\\_portal/soudan/coronasodan.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/soudan/coronasodan.html)



### 神奈川県

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html?pk\\_campaign=top&pk\\_kwd=nCoV-inq#call](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-inq#call)



### 埼玉県

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>



## ユーザースタッフ

- ・自宅でも自分以外に人がいる場合はマスクを付けて過ごしてください
- ・37.5 度を超えない微熱の場合もサ責、所長にご連絡をください  
発熱以外の症状によっては二次感染を起こすことが無いように情報共有を開始いたします
- ・発熱等がある場合、同居者がいる方は感染を防ぐため基本的には部屋はあまり移動せずに各居室でお過ごしください  
トイレ使用後などはアルコールで除菌します
- ・濃厚接触者の認定を受けた場合も上記と同じ対応をお願いいたします

## ヘルパースタッフ

発熱症状等があるユーザー宅では、平常時からの注意点に加えて以下を遵守してください

- ・マスク、防護服、ゴーグル又は防災面(透明のフェイスガード)、ゴム手袋、手指と除菌清掃用のアルコールスプレーを用意し介助します
- ・ゴム手袋を付けた身体介助は普段と感覚が異なるため気を付けてください
- ・ユーザースタッフの食器は可能な限り使い捨ての紙皿と紙コップを使用してください
- ・調理器具と使い捨てでない食器は食器用洗剤で洗います
- ・洗濯物は体液の接触に気を付けて扱い、通常の手順の洗濯をします
- ・介助中のゴミは全てビニール袋に入れ、感染性廃棄物として慎重に扱います
- ・排泄介助時は防護服の上に使い捨てエプロンを着けてください
- ・ユーザースタッフに熱と咳き込みがある場合は防護服などを着用してください
- ・普段の介助ではユーザースタッフと同じ部屋にすることが基本ですが可能な限り別室で待機をしてください  
「同じ部屋に常時滞在しないことが重要、可能な範囲で距離を保つように工夫する」と厚労省通知に書かれています
- ・感染の疑いがあるユーザースタッフ宅で介助し、発熱等の症状が出たヘルパースタッフは自宅待機しサ責と事業所に報告をしてください  
事業所から保健所に報告して適切な対応をします
- ・出勤後にユーザースタッフに感染の疑いが出た場合は、まずユーザースタッフにチャートの②発熱等風邪症状の出た対応に則り連絡し、PCR 検査を受けていただきます  
感染が確認された場合は、発症前 48 時間以内にそのお宅へ出勤をしたヘルパースタッフは濃厚接触者です。保健所の指示を仰ぎ従います  
保健所が検査不要と判断した場合は個人が特定されないように症状と日にちだけの情報を共有し事業所と各ユーザースタッフの判断で出勤します、サ責と所長は発症前か、発症後かの情報も付けて通知文を作成してください

## ユーザースタッフのご家族

- ・ご家族に介助のご協力をしていただきます
- ・ご家族には厚労省資料「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」をご覧ください介助をしていただきますヘルパースタッフもそれを遵守します

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

(資料には消毒は塩素系漂白剤と書かれていますが、アルコール消毒性能の方が高いことがわかったため在庫がある限り消毒もアルコールで行ってください)

## 当社事業所

- ・ユーザースタッフに高熱とその他の風邪症状が続く場合はPCR検査を受けていただきます
- ・感染の疑いがあるユーザースタッフ宅に介助に行くスタッフは他宅で勤務することを避け、人員を限定します
- ・ヘルパーは60歳以上のスタッフ、基礎疾患があるスタッフ、妊娠しているスタッフは勤務に入りません、リストを作成し勤務に入るヘルパーを決めます

## ③ 新型コロナウイルス感染症対策に関する休業手当等

- ・公共交通機関による密を避けるために、個人所有の車、バイクで通勤した際は駐車場代を支払います(期間は未定です)
- ・風邪症状が全く無いヘルパースタッフ、また風邪症状が全く無く勤務による感染が疑われているヘルパースタッフに対してユーザースタッフ、保健所等から欠勤を依頼された方については休業手当を支給します。

## ④ 資格講習事業所、研修カリキュラム開催

- ・資格講習・研修・カリキュラムに於けるPAM会議室使用に関する新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに則り開催します

## ⑤ その他

- ・これはコロナ禍で訪問介護を行うための当社の資料です
- ・ガイドラインが一番大切な資料です、よく読んで不明な点は質問し遵守してください
- ・二次感染は5人に1人の割合でしか起きていないと言われていた適切な対応で感染の拡大を防ぐように努めましょう
- ・採用後、ご不明な点がございましたらサービス提供責任者、又は事業所にご質問ください
- ・保健所より指示があった場合は当ガイドラインより優先します
- ・このガイドラインはコロナウイルスについて新しくわかったことがでてきたら更新します

・ヘルパーの対応・・・黒字

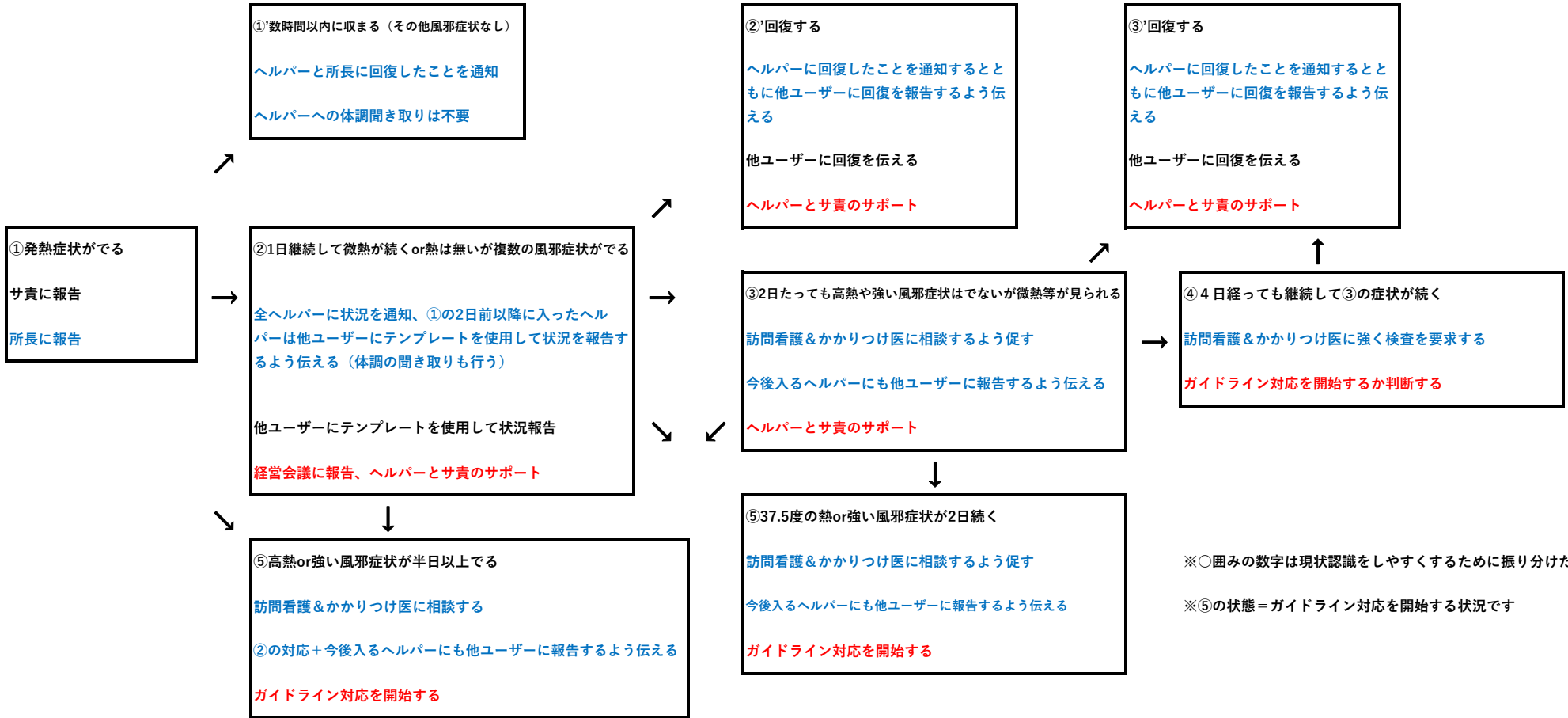
※どの局面でも検査ができて陽性と判断された後は在宅対応となる場合は即座にガイドライン対応をします

・サ責の対応・・・青字

※どの局面でも検査ができて陰性と判断された場合は他ユーザーに報告するとともに感染症対策を徹底した上で介助を継続します

・所長、経営会議の対応・・・赤字

※このチャートでは風邪症状とは発熱の他に「喉の痛み、咳き込み、鼻水、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常」があることです



※○囲みの数字は現状認識をしやすくするために振り分けた数字です。

※⑤の状態=ガイドライン対応を開始する状況です